

1.民法(債権法)改正、これでいいのか よりよい日本民法典を求めて

あるべき方向と問題点

混乱する
日本社会！

経済界の
混乱を救え

(自由市場〔「合意による契約」〕
の破壊の防止)

国民の過大な
負担をなくせ

法務省のためでなく
国民のための
民法改正へ

現在の改正案

理由なき
改正

民法大改正で紛争解決の
予見ができにくくなる

(規範を曖昧にする民法〔債権法〕
大改正)

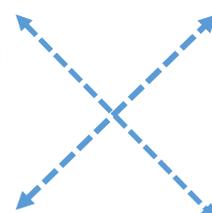
新・旧二つの
民法典をみる必要

(経過措置で、当面二つの
民法典の適用の時代が続く)

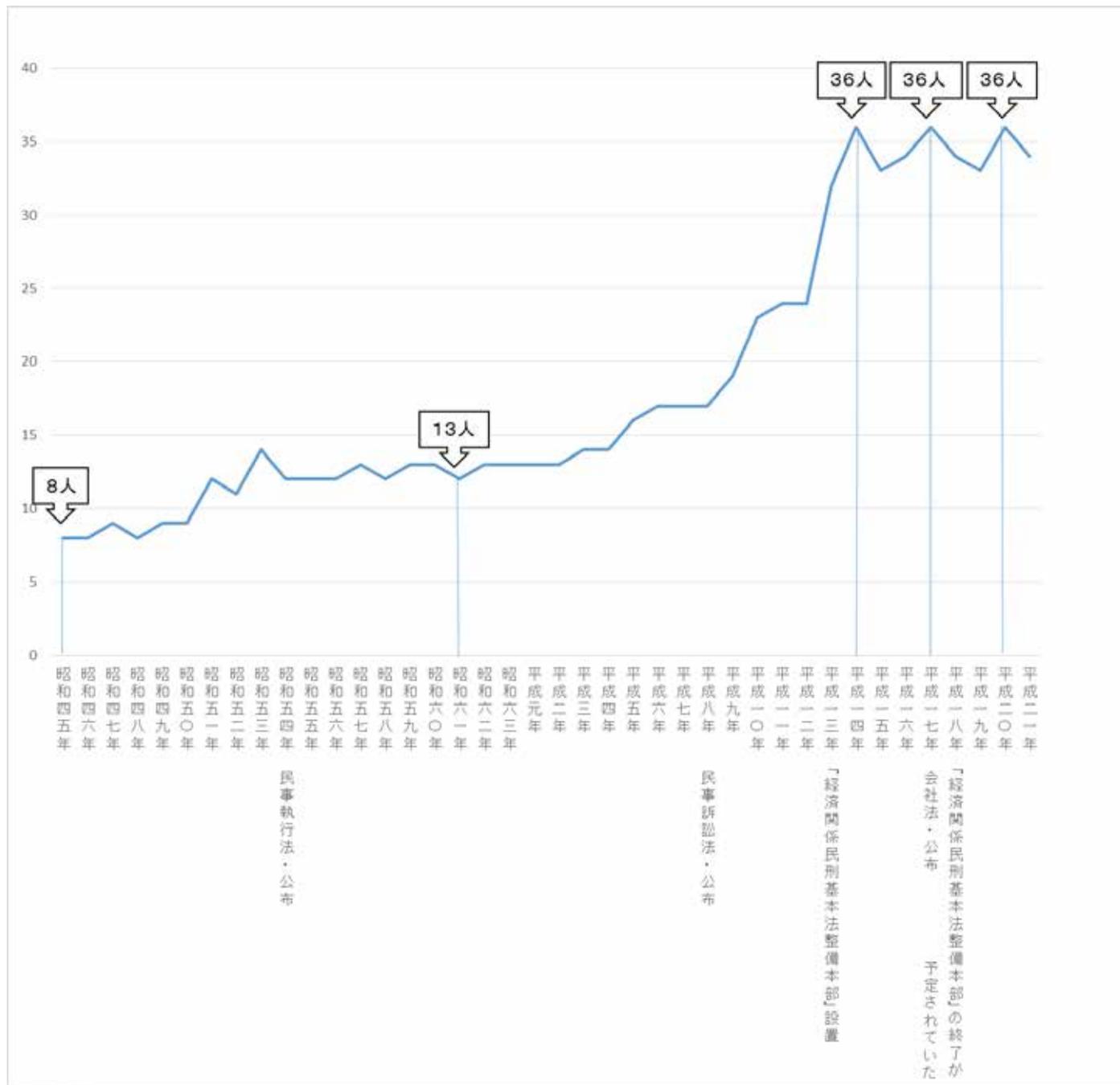
法務省のための改正

- ・民事局の人員確保
- ・消費者契約法への権限拡大
- ・自説の法典化

(第3点は、3頁に)



2. 民法立法スタッフ総数の推移



平成13年に「経済関係民刑基本法整備本部」が設置され、多くの立法がなされた。

平成17年に、会社法が公布され、それを最後に、平成18年3月に「経済関係民刑基本法整備本部」が終了することが予定されていた。それにより、大幅な人員増があった民事立法スタッフ数が激減することが予想された。

その3月終了予定の1月前の平成18年2月に、法務省は債権法を改正する方針を公表した。膨れあがった法務省民事局の人員を維持するため、社会的必要がなかった民法改正に着手したものと考えられる。

3.劣化する日本民法典

現在の改正案

その問題点

自説の
「関係的契約理論」
を民法典へ

何のために
導入するのか

(法務省参与の学説)

法規範は
曖昧に

柔軟性原理と
曖昧性原理

裁判とビジネスの
予測可能性がなくなる

混乱する
経済界と法曹界

(自由市場〔「合意による契約」〕
の破壊の防止)

(規範を曖昧にする民法〔債権法〕
大改正)

「契約の趣旨」から
「契約及び取引上の社会通念」

「『契約の趣旨に照らして定まる』から
『契約及び取引上の社会通念に照らして
定まる』に変更されることになるが、
規律の内容を変更する趣旨ではない」

4.現在の判例・通説から 批判学説へ

京都大学・山本豊教授の分析

我妻説に代表されるような伝統的通説の主要な特質

【我妻が執筆した『民法講義』8巻は、恐らく日本中の裁判官の机上には、六法全書と列べて置かれていたのではなかろうか」と評価されており、現在の実務に強い影響を与えている。】

給付請求権を中核としたスリムな債権理解、 履行請求権の当然性、 原始的履行不能の除外、 特定物ドグマ（ のコロラリー）、 無責の後発的不能における債権の当然消滅、 双務契約の場合の危険負担制度における問題処理、 履行請求権と填補賠償請求権との選択（併存）の否定（債務転形論）、 3分体系、 損害賠償・解除における過失責任原理の採用、 履行補助者論の採用等

批判学説の主要な特質

【内田法務省参与はこの「批判学説」を主張している論者のひとり。】

給付請求権を中核とした債権理解の否定、 履行請求権の救済手段視、 原始的履行不能ドグマ・特定物ドグマの否定、 無責の後発的不能における債権の当然消滅の否定、 履行請求と填補賠償との選択の自由の承認（債務転形論の排斥）、 債務不履行の一元的把握、 損害賠償・解除における過失責任原理や履行補助者論の放棄、 危険負担の解除制度への吸収等

学界の評価

山本教授は、この論稿執筆時の改正案である『債権法改正の基本方針』は、この「批判理論をベースとしている」と評価

その後、法務省民事局の提示する改正案は変容してきているが、専修大学・山田創一教授は、「今回の中間試案では、批判理論のほとんどが反映されており、伝統的理論から批判理論への転換がなされていることは明らかである。その意味でも、中間試案のような改正がなされたら、伝統的理論を中心に据えて展開されてきた実務に多大な影響を及ぼすことは避けられないであろう」と評価

5. 民法(債権法)改正、各界の反応

財界の反応

経団連の経済基盤本部長・阿部泰久氏

「今回の民法改正の議論を、私は『学者の野望』と名付けています」

東京中小企業家同友会、全国中小企業団体中央会

「『なぜ、今、わざわざ改正しなくてはならないのか』」

静かな湖面にわざわざ波紋を投げかけた法務省に対する苛立ちは強い」

裁判官の反応

・元名古屋高裁長官・元法務省民事局長

「『壊れていないものを修理するな』という格言は、私は、実務家として、あるいはかつての立法担当者として、正直に言って大変共感を覚えます」

【民事裁判の中枢を担った、元裁判官・匿名】(資料2 - 4の一部)

・今回の改正は、その改正の内容も、改正の進め方も、どちらも『公益』という姿勢に反している。『公益』という姿勢が欠けているので、自分の学説を法律の条文にしようとするような姿勢が生まれてくる

・私自身は、裁判官をしていて、こんなややこしい立法をしなければならぬような事案に遭遇したことはない

弁護士会の反応

山梨県弁護士会総会決議：債権法改正の審議の「完全なる凍結」と「広く民意の反映された体制のもとで、改めて審議を行うことを強く求める」
新潟県弁護士会総会決議：「改正の社会的必要性（立法事実）の有無を慎重に審議するものとし、仮に改正するとしても、立法事実を踏まえた必要最小限度の改正にとどめるべきである」

奈良弁護士会、三重弁護士会、金沢弁護士会、岐阜県弁護士会

いずれも、会長声明で債権法改正に反対

東京弁護士会編著・意見書：「研究者と法務省中心の理念先行の『熱狂と暴走』のおそれ、すなわち、わが国の市民・企業を民法研究の新たな実験台とするつもりなのかとの不安を払拭できていない」

全国・弁護士2000人の声

「実際に弁護士として債権法の必要性を感じた事案にこれまで遭遇しましたか」
「遭遇していない」1571名、「かなりの頻度で遭遇している」9名。
債権法改正に対する賛否：債権法改正を進めることに
賛成190名（全体の9.6%）、反対1467名（全体の74.2%）

今回の改正は『国民不在の議論』、民法改正を『一部の学者のおもちゃにさせてはならない』、『一部の学者の個人的野心による改正』、ある学者が『ボアソナードになりたがっているだけではないか』、『改正は学者のエゴではないか』、『学者の国家権力を借りた自己満足的自説の強制には憤りすら感じる』、『実務をあまり知らない一部の学者が、功名心から、必要性の乏しい債権法の改正を強行しようとしている』、『一部の学者の学説を民法化することは、“改正”ではなく“改悪”であり、強く反対する』、『学者の、学者による、学者のための改正になっている気がします』、『ある特定の学者と官僚の思惑だけで改正を進めるなどもってのほかである』、『生兵法は怪我の元』、『謙虚な改正を望む』、『必要性のないブランド競争は有害』・『短絡的な発想』、『悪しき欧米追随主義』、『英米法的スタンダードに変更する必要性は全くない。なぜ債権法のみ改正するのか、全く不可解』、『日本の現状に合わなくなるのは本末転倒』、『法務省は行き過ぎている』
等

6. 促成民法典ではなく、 熟慮した民法典へ

法務省の現在のスケジュール

- ・平成27(2015)年2月に法制審を通す
- ・民法改正法案の閣議決定は、平成27(2015)年3月ぐらいか？
- ・同年の通常国会で民法改正法の成立を予定(通常国会は6月閉会)



法務省が予定している国会審議は、内容確定後、3か月程度か

法務省の改正提案内容は、これまで次々と変更されている
パブコメも、短期に設定され、十分な議論はされていない
法務官僚以外、誰も検討せずに、民法の大改正が行われる

立派な民法典にするための慎重審議が必要

3か月で立法をではなく、 慎重な国会審議を

条文案の確定後、1, 2年の慎重な検討が必要

平成27年度の国会通過ではなく、国会の慎重審議をへた民法典へ